



Title	ヴァイマル共和政期ドイツの仲裁条約政策の展開と変容：国際紛争の平和的解決をめぐるフリードリヒ・ガウスの政策構想
Author(s)	井上, 健太郎
Citation	Sprache und Kultur. 2025, 44, p. 5-20
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/100534
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ヴァイマル共和政期ドイツの仲裁条約政策の展開と変容

——国際紛争の平和的解決をめぐるフリードリヒ・ガウスの政策構想——

井上健太郎

はじめに

本稿は、ヴァイマル共和政期のドイツによって進められた仲裁条約政策がどのように展開したのかを明らかにする。ドイツの仲裁条約政策の特徴は、仲裁裁判・調停両手続きの併用によって国際紛争を平和的に解決する仕組みを制度化する点にあった。この政策は、軍備制限下のドイツの時局に適合的であるばかりか、国是であるヴェルサイユ条約の平和的修正を可能とするものでもあった¹⁾。その政策の中心にいた人物が外務官僚のフリードリヒ・ガウスである²⁾。ガウスは、1923年に外務省第Ⅴ局（以下、法務局）長に就任してから約20年間にわたって外務省の政策決定過程に深く関与した。外務省指導部の一人であったカール・フォン・シューベルトもしばしばガウスに助言を求めたが、その助言や提言が重要な対外政策決定に結実したことも少なくなかった³⁾。その中でも、ガウスを中心に進められた仲裁条約政策は、のちに「ガウス体制（System Gaus）」と呼ばれた、ドイツを中心とする仲裁条約網の構築を目標とした。この「ガウス体制」は、ロカルノ条約および国際連盟（以下、連盟）と機能的に結合することで、最終的に戦間期国際秩序の一部となった。

ところで、ヴァイマル期の仲裁条約に関する研究は意外なほど少ない⁴⁾。それどころか、ペーター・クリューガーによれば、ヴァイマル期の仲裁条約政策の全体像を検討した研究は皆無である⁵⁾。クリューガー以降も、そのような研究は管見の限り見当たらない。ゲアハルト・シュトゥーバーによるガウスの伝記研究は、仲裁条約政策の形成と展開を詳細に分析してはいるが、その他の外務官僚の政策構想や政策の全体像については記述が少ない⁶⁾。

また、仲裁条約政策と国際連盟が結びついたことは、国際条約ないし地域機構と普遍的国際機構間の緊張関係という構図で論じることでもできる。例えば帯谷俊輔は、連盟理事会における中国代表権問題やチャコ紛争の調停のような様々な観点から、連盟と地域機構間の複雑な関係を分析した⁷⁾。だが、上記の構図に基づいて、仲裁条約政策と連盟がいかにして共存することとなったのかを論じた研究は見られない。したがって、仲裁条約政策の展開過程を明らかにするためには、上記の構図を踏まえて両者の関係性も分析する必要がある。

また、ヴァイマル期の仲裁条約政策がいつ終わったかについても明確な結論は出ていない。この問題を検討するには、ヴァイマル外交からナチ外交への転換をめぐる外交史の連続性の問題に立ち入る必要がある。というのは、仲裁条約政策がヴァイマル外交の骨子とも言えるロカルノ条約および国際連盟と機能的に結びついた以上、ナチ外交への転換はその終焉を意味すると考えられるからである⁸⁾。まず、ヴァイマル期の内にナチ外交へのターニングポイントを置く研究としては、グスタフ・シュトレゼマン外相の死（1929年10月）を転換点と見做す研究⁹⁾や、大統領内閣期（1930～33年）のフランツ・フォン・パーペン内閣期にヴァイマル外交からの転向が行われたと論じる研究¹⁰⁾が挙げられる。次に、北村厚はナチ外交への転換をクルト・フォン・シュライヒャー内閣ないしナチ期に見出せるのではないかと論じた¹¹⁾。また、ナチ期の中にヴァイマル外交との断絶を求めるアネッテ・シュミット＝クリュクマンは、外交史の転換を、ナチ期前半（1933～36年）の対外政策決定過程における外務省の比重の低下と同定した¹²⁾。その際、同氏はナチ期前半の対外政策上の大きな転機として東方政策（ドイツ＝ポーランド不可侵条約および反ソ・反共政策）とラインラントの非武装化地帯問題を重視した。そこで本稿は、シュミット＝クリュクマンと基本的に同じ見解に立ちつつ、この外交史の転換を再考することで仲裁条約政策の終点を明らかにする。

以上の先行研究の残した課題に鑑みて、本稿は、先行研究が看過してきた、仲裁条約政策に関する外務官僚らの政策構想、同政策と連盟との関係、同政策の終点に新たに着目することで、形成から変容までの同政策の全体像を明らかにする。その際、本稿は以下の3つの論点を検討していく。第一に、主にガウスの政策構想に焦点を当てることで、仲裁条約政策の形成・展開・変容過程を明らかにし、ヴァイマル外交における同政策の位置づけを再考する。第二に、仲裁条約政策と国際連盟との関係を分析する。第三に、仲裁条約政策の終点を明らかに

するために、ヴァイマル外交からナチ外交への転換をめぐる問題について考察を試みる。

最後に、本稿の構成を示す。まず、仲裁条約政策の前提となる戦間期国際秩序の構造、仲裁裁判・調停制度の発展、ガウスの出自と経歴を概観する。次に、ドイツ＝スイス仲裁裁判・調停条約交渉におけるガウスの政策構想に焦点を当てながら仲裁条約政策の形成と展開を論じる。第3節では、ルール危機における政策転換からロカルノ会議を経てドイツの連盟加盟に至る中での仲裁条約政策の変容を分析する。最後に、全体の総括を行う。

1. 戦間期国際秩序の構造と仲裁裁判・調停制度の発展

(1) 戦間期国際秩序の中の国際連盟とドイツ

第一次世界大戦の結果誕生した戦間期国際秩序は、その当初から敗戦国ドイツの封じ込めを前提として構築されたものであった¹³⁾。それは一枚岩的な国際秩序というよりも、相互に関連する3つの「体制」によって支えられていた。その3つとは、ヴェルサイユ体制、世界経済体制、ジュネーヴ体制である。ヴェルサイユ体制は英・米・仏を中心とする戦勝国の軍事的、経済的プレゼンスに支えられた戦後秩序であり、世界経済体制は戦時経済から平時経済に復帰した市場原理に基づく国際貿易体制であり、ジュネーヴ体制はウッドロウ・ウィルソン米大統領の普遍主義的平和主義に由来する国際協調体制であった¹⁴⁾。

これら3つの体制に支えられた戦間期国際秩序の下、戦後の政治的課題（講和条約の履行等）を包括的に処理するために、連合国間ないしは国家間国際組織が必要とされた。国際連盟は、最高理事会と大使会議と並んで、そのような国際組織の一つであった¹⁵⁾。連盟は「集団安全保障を国際関係の基底にしようとする最初の試み」であり、その理念を謳った連盟規約の核心は平和の維持にあった¹⁶⁾。ところが、ドイツは連盟の集団安全保障体制の蚊帳の外に置かれていた。「明らかに、当時国際連盟はドイツを異端者と見做す条約〔ヴェルサイユ条約―執筆者註〕の一部として誕生した」のである¹⁷⁾。その意味で連盟もドイツの封じ込めを前提に創設されたものであった。したがって、周辺国に対して軍事的に弱体なドイツは、自国との間で発生しうる国際紛争をいかに平和的に処理するかという問題に対して独自のアプローチで対応せざるを得なかったのである。

(2) 仲裁裁判・調停制度の発展

国際紛争を平和的に解決する試み自体は、国際連盟の創設を待つまでもなく第一次世界大戦前から存在していた。その試みのうち本稿が重視するのが、仲裁裁判と調停である¹⁸⁾。両者は多国間協定と二国間条約という2通りの形式で制度化されていった。

まず、多国間協定としては、1899年と1907年のハーグ平和会議において取り決められた国際紛争平和的处理条約がある¹⁹⁾。この多国間条約は、ドイツ＝スイス仲裁裁判・調停条約の中で仲裁裁判所を構成する際に準拠されるなど、のちのドイツの仲裁条約政策に少なくない影響を与えることとなった。次に、二国間条約の締結方法としては、一般的仲裁条約を締結するか、別の条約・協定（例えば通商条約）に仲裁裁判に関する条項を挿入するかの2通りが存在した。その際、「名誉条項並びに利害条項（Ehren- und Interessenklausel）」が含まれるのが常であった²⁰⁾。これと一線を画すのが、1913年から翌年にかけて米国が各国と締結した諸条約（ブライアン諸条約）である。これは従来の形式とは異なり、「名誉条項並びに利害条項」を含まず、拘束的な仲裁裁判手続きの代わりに常設委員会による紛争の審理と紛争解決案の勧告を定めるというものであった²¹⁾。第一次世界大戦後には、ロカルノ条約を含む一連の国際紛争の平和的解決システムが構築された。その際、法律問題と政治的問題との峻別が前提とされた。また、多くの個別条約に仲裁裁判・調停に関する規定が設けられた。それゆえ、戦間期は二国間仲裁条約が本格化した時代と位置づけられる²²⁾。

(3) フリードリヒ・ガウスの出自と経歴

本節の最後に、ガウスの出自と経歴を確認しておこう。フリードリヒ・ヴィルヘルム・ガウス（Friedrich Wilhelm Gaus）は1881年2月26日に、ブラウンシュヴァイク公国のマールム（Mahlum）で農場主の次男として生まれた²³⁾。ガウスは1899年の復活祭当日にマルティーノ＝カタリネウム・ギムナジウムでアビトゥーアを取得した後、4年間に5つの大学を渡り歩きながら法学を学んだ。1902年6月に第1次法律学試験に合格した結果、同年7月以降、ブラウンシュヴァイクの司法官庁で司法試験見習の準備勤務に就くこととなった。1907年1月には第2次法律学試験にも合格し、同年7月に外務省への入省を果たした。

入省後のガウスは、1907年11月から1910年8月にかけて第II局（通商局）と法

務局（正式名称は「第III局」）に交互に配属された後、ジェノヴァとイスタンブールの総領事館に続けて派遣された。1912年6月にベルリンへの帰任を命じられるが、1914年7月に第一次世界大戦が勃発すると、ガウスは1916年7月に外務省法務局に戻るまで兵役に服した。

1918年11月にドイツと連合国の間で休戦協定が締結された後、ガウスは法務局の講和条約交渉部署の担当官に任じられた。その後、パリ講和会議に臨むドイツ代表団の一員に選ばれ、講和条約草案に対するドイツ側対案の作成に関与した。同年7月以降に和平局の法律問題担当官、法務局の法律担当官、駐ミラノ総領事代行を歴任した後、1921年12月に法務局課長兼法律顧問に任命された。1923年5月にガウスは法務局長に昇進し、以後1943年までの約20年間にわたって外交上の法律問題を担当することとなった。

ナチ期になると、ガウスはヨアヒム・フォン・リッペントロップ外相と個人的な関係を築くことで外務省内での地位を維持したが、その分リッペントロップの書記官的存在になっていった。また、ミュンヘン協定や独ソ不可侵条約草案の作成に関与しただけでなく、第二次世界大戦中のホロコーストも認知していた。一方、妻のケーテがユダヤ系だったため、ガウス自身も家族の「移送」を懸念していたが、結局「移送」は最後まで行われずに終わった。

1943年3月に特務大使に任命されるが、終戦直後に英国軍の収容施設に拘留された。1945年のニュルンベルク国際軍事裁判では主要戦争犯罪人の弁護側証人として出廷し、1947年のニュルンベルク継続裁判（ヴィルヘルム街裁判）でも米国検事側の重要証人として証言を行った。そして、1955年7月17日にゲッティンゲンでその激動の生涯を終えた。

2. 仲裁条約政策の形成と展開——「ガウス体制」の胎動

(1) ドイツ＝スイス仲裁裁判・調停条約

仲裁裁判・調停条約交渉では、スイス側は法学者のマックス・フーバーを、ドイツ側はガウスをそれぞれ全権代表に指名し、7月28日から翌月2日にかけて両者の間で最初の公式な交渉がベルリンで行われた²⁴⁾。その際にガウスは、「仲裁・調停条約の締結に関するスイスとの交渉のための一般方針」と題する文書（以下、「一般方針」）²⁵⁾を作成している。この文書中のガウスの政策構想がのちの

ドイツ＝スイス仲裁裁判・調停条約の基礎となった点や、8月9日に外務省が条約草案とともにフリードリヒ・ローゼン外相宛に送付した仲裁条約に関する覚書²⁶⁾の内容とほぼ一致している点から、この「一般方針」はヴァイマル期の仲裁条約政策の基本方針を分析する上で極めて重要な史料と位置づけることができる。

さて、「一般方針」の中でガウスは、仲裁裁判・調停条約を平和的国际秩序の布石と位置づけていた。ガウスによれば、「完全な平和的国际秩序」の確立がドイツ側の望むものであるが、ドイツは国際連盟未加盟国のため、仲裁裁判・調停条約の締結に頼らざるを得ず、国家間紛争を伴うリスクを辛うじて取り除いているにすぎない。しかし、それを越えたところに完全な意味での国際紛争の平和的解決が存在するとガウスは考えていた²⁷⁾。

そのためにスイスと締結すべき条約の交渉で特に重視されたのが、仲裁裁判手続きと調停手続きの両立問題である。ガウスによれば、すべての紛争問題は例外なく平和的方法で解決されなければならない。その際、国際連盟規約第13条2項²⁸⁾が定めるところの純粋な法律問題には、拘束力のある仲裁裁判手続きが例外なく適用される。その一方で、国家の名誉、独立、死活的利害に関わる政治色の強い法律問題に関しては、原則として仲裁裁判手続きを適用するが、当事国の要求があれば政治的問題と同様に調停手続きでも解決することが認められる。当該紛争が政治的に重大な問題かどうかの決定は、各国の任意ではなく常設裁判所によって下される。なお、すでに国際紛争平和的处理条約が仲裁裁判手続きを、ブライアン諸条約が調停手続きをそれぞれ定めていることから、ガウスはこれらの条約を参考にスイスとの仲裁裁判・調停条約の基本構想を立てることができた²⁹⁾。

その後8月以降も両国間で交渉が進められた結果、「一般方針」をベースとしたドイツ＝スイス仲裁裁判・調停条約は12月3日に締結された。その後、翌年1月10日の当該条約に関する法案の閣議決定を経て、30日に国会で可決され、2月28日に公示された³⁰⁾。当該条約によってドイツとスイスは、外交的手段で解決できないすべての紛争を仲裁裁判または調停によって解決する義務を負った(第1条)。仲裁裁判所は原則として国際紛争平和的处理条約に準じて構成される(第6条)が、仲裁裁判の対象となるのは連盟規約第13条2項に準じた法律問題に限定された(第2条)。さらにそれら法律問題が「その国の独立、領土の不可侵もしくはその他の死活的利害に係る事案」であることが当事国によって認められ

た場合は、当該紛争には調停手続きが適用される（第4条）。また、仲裁裁判で解決されない紛争問題も調停手続きに回される（第13条、第14条）。調停手続きでは、常設調停委員会が紛争問題を調査し、拘束力を持たない報告書を提出することとされた（第15条）。

この仲裁裁判・調停条約は、「法律上の紛争を仲裁裁判によって……その他の紛争を調停手続きによって平和的に解決する包括的なシステムの最初のもの」として位置づけられる³¹⁾。ドイツはこの条約によって、一切の国家間紛争問題を武力によって解決せず、条約で規定した仲裁裁判手続きと調停手続きの組み合わせで処理する方針を確立した。本稿では、今後この方針に基づいて構築される仲裁条約網を「ガウス体制」と呼ぶこととする³²⁾。スイスとの条約締結後、外務省と政府はこの「ガウス体制」の構築に邁進していくのである。

（2）仲裁条約網の構築の模索

ドイツ＝スイス仲裁裁判・調停条約は、締結される前から今後の仲裁条約政策の始点と見做されていた。エルンスト・フォン・ジムゾン外務次官代理は1921年9月5日の閣議で、同条約が今後締結される他の仲裁条約のモデルに活用される意義を強調していた³³⁾。また、先述の8月9日付の覚書は、ドイツが仲裁条約をまずは小国だけで締結する方針に言及していた³⁴⁾。実際にヴァルター・ラーテナウ外相は、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、オランダがドイツ＝スイス仲裁裁判・調停条約と同様の条約をドイツと締結する意志があるかについて各国政府に照会するよう各公使館に指示した。その際ラーテナウも、ドイツが国際連盟の非加盟国であることから、各国との仲裁・調停条約の締結が連盟による国際紛争の平和的解決の代替となると考えていた³⁵⁾。また、ベルンハルト・ヴィルヘルム・フォン・ビューロー外務省国際連盟特別課長は、連盟理事会による紛争解決手続きへの対抗や連盟改革を外部から働きかけるために、ドイツ＝スイス仲裁裁判・調停条約を活用することを構想していた³⁶⁾。

このように、ドイツの仲裁条約政策はスイスとの条約をモデルとしつつ、戦時中の中立国や中小国との交渉を優先し、また国際連盟のカウンターバランスとしても期待された。だが、実際の条約交渉は進捗しなかった³⁷⁾。その要因の一つに隣国との領土問題があった。ドイツ＝スイス仲裁裁判・調停条約が「相互にその独立と領土の不可侵を固く尊重する」旨を宣言していたことから、同条約をベ-

表：ヴァイマル共和政期（1918～33年）にドイツが締結した仲裁・調停条約

条約・協定	締結日
ドイツ＝スイス仲裁裁判・調停条約	1921年12月3日
ドイツ＝スウェーデン仲裁裁判・調停条約	1924年8月29日
ドイツ＝フィンランド仲裁裁判・調停条約	1925年3月14日
ドイツ＝エストニア仲裁裁判・調停条約	1925年8月10日
ドイツ＝ベルギー仲裁協定 ¹⁾	1925年10月16日
独仏仲裁協定 ¹⁾	1925年10月16日
ドイツ＝ポーランド仲裁条約 ¹⁾	1925年10月16日
ドイツ＝チェコスロヴァキア仲裁条約 ¹⁾	1925年10月16日
独蘭仲裁裁判・調停条約	1926年5月20日
ドイツ＝デンマーク仲裁裁判・調停条約	1926年6月2日
独伊調停・仲裁裁判条約	1926年12月29日
ドイツ＝リトアニア仲裁裁判・調停条約	1928年1月29日
独米調停条約	1928年5月5日
独米仲裁裁判条約	1928年5月5日
不戦条約	1928年8月27日
独露調停条約	1929年1月25日
ドイツ＝トルコ仲裁裁判・調停条約	1929年5月16日
ドイツ＝ルクセンブルク仲裁裁判・調停条約	1929年9月11日
ドイツ＝ウルグアイ仲裁裁判・調停条約	1933年1月30日

1) ロカルノ関連条約。

出典：Kraus (Hrsg.), *Internationale Schiedsprechung*, S. V-VI; Schiedsgerichts- und Vergleichsverträge europäischer Mächte von 1920-1934, in: *Die Friedens-Warte*, Bd. 35, Nr. 4 (1935), S. 145-154.

スとした条約交渉は停滞を余儀なくされたのである³⁸⁾。

また、1924年9月20日にスイスはイタリアと仲裁条約を締結したが、この条約はすべての紛争問題を仲裁裁判手続きで解決することを定め、ドイツとの条約に準拠しない性質のものであった。そのため、従来の仲裁条約政策の再検討を迫られたと感じたガウスは、ビューロー、ゲオルク・マルティウス法務局国際法課長、法学者ヴァルター・シュッキングらと協議し、結局のところ今までの政策方針を堅持するという結論に達した³⁹⁾。

このように、ガウスと外務省指導部は、障害にぶつかりつつも、ガウスの仲裁条約政策方針を維持したままロカルノでの条約交渉に臨むこととなる。

3. 仲裁条約政策の変容——「ガウス体制」の国際化

(1) ルール危機における転換とガウスの安全保障協定案

1923年1月11日にフランス・ベルギー両軍がルール地方に侵攻したことで発生した危機（ルール危機）は、ドイツの仲裁条約政策の転換点となった。先述のように、ドイツは国際連盟外で戦時中の中立国や中小国と仲裁条約を締結する方針を立てていたが、ルール危機に直面したことでフランスの安全保障利害に配慮しなければならなくなったのである。

4月25日、シュレーベルト第III局長は安全保障問題に関する覚書をフレデリック・フォン・ローゼンベルク外相に提出した。その際シュレーベルトは、ガウスの安全保障協定案（以下、「4月25日付ガウス案」）を付属文書として添付していた⁴⁰⁾。この「4月25日付ガウス案」は独仏間国境の安定化を目的としたライン協定案の見取り図であり、ドイツの仲裁条約政策の観点から次の2つの点で重要である。一つは、同案第3項目が、隣国による保証の下で独仏両国は外交ルートでは解決できないすべての紛争問題を、法律問題については仲裁裁判手続きで、その他の紛争問題については調停手続きでそれぞれ解決するという案を提示した点である。これは、ドイツが中立国や中小国とのみ交渉を行うという従来の方針を修正し、フランス（とその他の隣国）と「一般方針」に基づく仲裁裁判・調停条約を締結する意思を示したことを意味する。もう一つは、「4月25日付ガウス案」が、1922年12月にヴィルヘルム・クーノ首相が提示したライン協定案（クーノ案）とともに、ロカルノ条約の呼び水となったドイツの安全保障協定案（1925年1月）の原案となった点である⁴¹⁾。これは結果的に、ガウスの仲裁条約政策がロカルノ条約と結びつききっかけとなった。したがって、この「4月25日付ガウス案」は「ガウス体制」の国際化の嚆矢と位置づけることができる。

(2) ロカルノ条約との結合——法律専門家会議（1925年8月～9月）

1925年初頭、ジュネーヴ議定書（1924年10月）の代替として英仏同盟がドイツを排除した形で成立することを恐れたシュトレゼマンは、フランスの求める独仏国境の安全保障を自ら申し出た⁴²⁾。その結果、クーノ案と「4月25日付ガウス案」をベースとしたドイツ側覚書が1925年1月20日に英国政府に、2月9日にフランス政府にそれぞれ送付された。これを受けてフランスは、英国および東欧

の同盟諸国（ポーランドとチェコスロヴァキア）と協議した上で、6月16日に回答をドイツ政府に送付したが、その内容はドイツ側の満足するものではなかった⁴³⁾。特にフランスの仲裁条約案に関してドイツ外務省指導部が問題視したのが、第一に同案が武力行使による紛争解決の余地を残したことであり、第二に仲裁条約の違反国を選定する裁量を条約保証国に認めたことである⁴⁴⁾。というのも、軍備制限下のドイツにとって、2年前のルール侵攻のような武力行使の余地は残してはならなかったからである。また、東欧二国との仲裁条約を第三国（具体的には同盟国のフランス）が保証することは、ポーランドとの領土問題を抱えるドイツにとってリスク以外の何物でもなかった。

ガウス自身も、8月2日に駐ダブリン総領事館から極秘に送られてきた英国政府の安全保障協定案⁴⁵⁾に関する所見の中で、フランスおよびベルギーのそれぞれと締結される仲裁条約による紛争解決は「例外なき義務」でなければならず、武力行使の余地を残してはならない点を強調していた。その一方で、ガウスによれば、東欧二国との仲裁条約はフランスおよびベルギーとのそれとは性質を異にする。このガウス所見で重要な点は、ガウスが西部と東部の国境を区別しており、東部国境に関しては武力行使を留保すらしていたことである⁴⁶⁾。

このガウス所見からまもなく、安全保障協定に関する法律専門家会議が8月31日から9月4日にかけてロンドンで開催された。この会議にはセシル・ハースト（英国代表）、アンリ・フロマジヨ（フランス代表）、エドゥアール・ロラン＝ジャックマン（ベルギー代表）、マッシモ・ピロッチィ（イタリア代表）、そしてガウス（ドイツ代表）が出席した。議題の中心は8月12日付の英仏共同の安全保障協定案（以下、共同案）⁴⁷⁾であった。ガウスは、共同案が6月16日のフランス案から前進したと好意的に評価する一方、共同案に対していくつかの修正を求めた。仲裁条約に関しては、共同案が戦争に訴えることを禁止したのに対し、ガウスは「侵攻」も含めたあらゆる武力行使を禁じるよう主張した。また、ガウスはすべての紛争問題を仲裁裁判手続きのみで解決する政治的リスクを説き、法律問題を仲裁裁判手続きで、その他の紛争問題を調停手続きで解決する方式を認めさせることに成功した⁴⁸⁾。これとは対照的に、フランスがドイツと東欧二国との仲裁条約を保証するか否かをめぐって会議は紛糾した。ガウスは、仲裁条約の保証によってフランスがドイツとポーランド間の対立に介入する口実を得ることを危惧したのである⁴⁹⁾。この保証問題をめぐっては見解の相違が大きかったため、

ロカルノでの本会議で引き続き交渉することとなった。

(3)「ガウス体制」の国際化

フランスによる東欧二国の仲裁条約の保証問題は、10月5日から16日にかけて開催されたロカルノ会議の争点の一つであった⁵⁰⁾。この問題をめぐって独仏両国が結局折り合わなかったため、ハーストが妥協案を出すことで解決が図られた。その結果、フランスはポーランドおよびチェコスロヴァキアとそれぞれ協定を別個で締結する一方、ドイツと両国との仲裁条約の保証を放棄することとなった。その際、独ポ国境の承認または一切の武力行使の禁止を仲裁条約に盛り込むか否かをめぐって、ポーランドのアレクサンダー・スクシンスキ外相とガウスが衝突する場面があった。このため、ガウスがポーランド側との交渉継続を望まなくなるほど、会議は一時紛糾した。だがフランスが譲歩した今、東欧二国にはガウスの「一般方針」をベースとしたドイツとの仲裁条約を受け入れるほかに選択肢がなかった⁵¹⁾。仲裁条約交渉は、基本的に法律専門家会議でのガウスの構想に沿った形で決着したのである。

12月1日にロンドンで最終調印されたロカルノ関連条約⁵²⁾のうち、ドイツが締結した仲裁条約・協定は、通常の外交的手段で解決できないすべての紛争問題を仲裁裁判または常設国際司法裁判所に提訴することを締約国に義務づけた(第1条)。また、締約国はこの司法的解決の前に調停による解決に合意し、常設調停委員会に紛争問題を提議することができた(第2条)。調停による解決が失敗した場合は、当該紛争問題は司法的解決に付される(第16条)。逆に司法的解決が不可能な紛争問題は常設調停委員会に付託され(第17条)、同委員会の解決案に関して当事国が合意に達しなかった場合は、当該紛争問題は当事国の一方の申し立てによって国際連盟理事会に付託されることとなった(第18条)。なお、ライン協定第2条が締約国への武力行使を禁じたのに対し、ドイツの東部国境に関してはこのような規定は設けられず、国境修正時の武力行使の可能性が理論上は残された点に留意する必要がある。

国際連盟との関係に関しては、上記の仲裁条約・協定によっても連盟加盟国でもある締約国の権利と義務は損なわれず、連盟の平和維持活動は制限されない旨を明記することで、両者の間に一応の整合性を設けた(第21条)⁵³⁾。そしてドイツの連盟加盟をロカルノ条約の発効条件とすることで、一連の仲裁条約・協定

と連盟規約は機能的に結びつくこととなった。

その後、予定から半年間遅れて1926年9月にドイツの連盟加盟が実現した。これによってドイツが隣国と締結した仲裁条約・協定は正式に発効し、ガウスの政策構想に基づく仲裁条約政策（「ガウス体制」）は名実ともに「国際化」を果たしたのである。

おわりに

以上から、ヴァイマル共和政期の仲裁条約政策について、その形成から変容までの全体像が明らかとなった。以下では、「はじめに」で提示した3つの論点を考察していく。

第一に、ガウスの政策構想に基づく仲裁条約政策は、ドイツの封じ込めを前提とした戦間期国際秩序に対するドイツ独自の柔軟な適応過程と位置づけることができる。それは、第一次世界大戦前の仲裁裁判・調停制度を継承しつつ、ドイツを中心とする仲裁条約網（「ガウス体制」）を確立せんとする政策であった。この「ガウス体制」は、ロカルノ条約および連盟規約と結合したことで、戦間期国際秩序を部分的に変容させ、同秩序の対独敵対性のある程度緩和した。他方で、ロカルノ条約で東部国境修正の可能性が武力行使を留保しつつ残されたことで、ガウスは、例外なく紛争を平和的に解決するという1921年以来の原則を放棄することとなった。部分的に変容した点では、ドイツの仲裁条約政策も同じであった。

第二に、仲裁条約政策と国際連盟との関係は緊張から共存へと変遷した。たしかに、ドイツ＝スイス仲裁裁判・調停条約が締結された直後は、外務省内に仲裁条約政策を連盟への対抗手段とする動きもあった。だが、ロカルノの仲裁条約・協定が連盟規約と機能的に結びついた結果、「ガウス体制」は連盟との間である種の共生関係を築くことができたのである⁵⁴⁾。

第三に、ドイツの仲裁条約政策はいつ終わったのか。本稿は、その終点をロカルノ条約の失効に求める。ここで言うロカルノ条約の失効とは、1936年3月のドイツ軍によるラインラント進駐ではなく、1933年10月の国際連盟からのドイツの脱退を意味する。先述のように、ロカルノ条約はドイツの連盟加盟を発効条件としており、かつドイツ以外の締約国はすべて連盟加盟国であった。シュトゥー

ビーの言葉を借りれば、ロカルノ条約とは全締約国が連盟加盟国であることを前提とする多国間協定であった⁵⁵⁾。たしかにライン協定は条約の失効条件を規定したが、連盟脱退という形で締約国の一方的破棄については特段の規定は設けられなかった。したがって、ドイツが連盟を去った時点で、ロカルノ条約はすでに有名無実化していたと考えられる。そして、それは同時にヴァイマル外交からナチ外交への転換をも意味した。ドイツの連盟脱退は、仲裁条約政策の終焉だけでなくヴァイマル外交の破局をも招来したのである。

【付記】本稿はJST次世代研究者挑戦的研究プログラム(JPMJSP2138)およびJSPS特別研究員奨励費(23KJ1423)による研究成果の一部である。

註

- 1) Peter Krüger, *Die Aussenpolitik der Republik von Weimar*, Darmstadt 1985, S. 90.
- 2) 「外務官僚」については次の論考の脚注2を参照。拙稿「ラパロ条約からドーズ案へ—アゴ・フォン・マルツァーンの対外政策構想をめぐって」、『ゲシヒテ』17号、2024年、13頁。
- 3) Peter Krüger, Schubert, Maltzan und die Neugestaltung der auswärtigen Politik in den 20er Jahren, in: Auswärtiges Amt (Hrsg.), *Gedenkfeier für die Staatssekretäre Ago Freiherr von Maltzan und Dr. Carl von Schubert*, Bonn 1987, S. 31. 同論文の入手にあたっては、ヨハネス・グーテンベルク大学マインツのアンドレアス・レーダー教授にご尽力いただいた。記して感謝申し上げます。
- 4) Vgl. Manfred Alexander, *Der deutsch-tschechoslowakische Schiedsvertrag von 1925 im Rahmen der Locarno-Verträge*, München 1970; Peter Krüger, Der deutsch-polnische Schiedsvertrag im Rahmen der deutschen Sicherheitsinitiative von 1925, in: *Historische Zeitschrift*, Bd. 230, 1980, S. 577-612.
- 5) Krüger, *Die Aussenpolitik*, Anm. 13, S. 90.
- 6) Vgl. Gerhard Stuby, *Vom »Kronjuriste« zum »Kronzeugen«*, Friedrich Wilhelm Gaus. *Ein Leben im Auswärtigen Amt der Wilhelmstraße*, Hamburg 2008.
- 7) 帶谷俊輔『国際連盟—国際機構の普遍性と地域性』、東京大学出版会、2019年。
- 8) ヴァイマル外交からナチ外交への転換に関する研究史については以下を参照。Vgl. Gottfried Niedhart, *Die Aussenpolitik der Weimarer Republik*, 3. Auflage, München 2013, S. 60-62.
- 9) Klaus Hildebrand, *Das vergangene Reich. Deutsche Außenpolitik von Bismarck bis Hitler 1871-1945*, Stuttgart 1995, S. 505; Krüger, *Die Aussenpolitik*, S. 512-516.
- 10) Hermann Graml, *Zwischen Stresemann und Hitler. Die Außenpolitik der Präsidialkabinette Brüning, Papen und Schleicher*, München 2001, S. 223-224.

- 11) 北村厚「ヴァイマル末期の「中欧」をめぐる外交政策—ナチ外交への連続性をめぐって」、『東北学院大学論集 歴史と文化』67号、2023年、49頁。
- 12) Vgl. Annette Schmidt-Klügmann, Bernhard Wilhelm von Bülow, Hans Heinrich Dieckhoff, Friedrich Gaus. Die Leitung des Auswärtigen Amtes zwischen Kontinuität und Anpassung 1933-1936, in: Johannes Hürter / Michael Mayer (Hrsg.), *Das Auswärtige Amt in der NS-Diktatur*, Berlin 2014, S. 111-129.
- 13) 拙稿「カール・フォン・シュレーベルトの対外政策構想—国際連盟外交と中ソ紛争への対応をめぐって」、『ドイツ研究』58号、2024年、51頁。
- 14) Joachim Wintzer, *Deutschland und der Völkerbund 1918-1926*, Paderborn 2006, S. 59.
- 15) 拙稿「カール・フォン・シュレーベルト」、51頁。
- 16) Stanisław Sierpowski / Antoni Czubinski, Der Völkerbund und das Locarno-System, in: Ralph Schattkowsky (Hrsg.), *Locarno und Osteuropa. Fragen eines europäischen Sicherheitssystem in den 20er Jahren*, Marburg 1994, S. 30; Wintzer, *Deutschland*, S. 109-110.
- 17) Martyn Housden, *The League of Nations and the Organisation of Peace*, Harlow 2012, p. 35.
- 18) 本稿では、仲裁裁判を「司法裁判と異なり、特定の紛争に関して紛争当事国が設置した特別な裁判所が当事国の指示に従って実施する裁判」と、また調停を「国家間のすべての紛争について当事国の信頼と合意に基づいて設置された国際調停委員会が、紛争の全局面に関して公平な審理を行い、紛争当事国が受諾できるような解決条件を提示することによって紛争の解決を図る制度」とそれぞれ定義する。国際法学会編『国際関係法辞典』、三省堂、2005年、607、619頁。
- 19) Hans von Mangoldt, *Die Schiedsgerichtsbarkeit als Mittel internationaler Streitschlichtung*, Berlin 1974, S. 25-27.
- 20) 本稿では、「名誉条項並びに利害条項」を「国家の名誉、独立、その他死活的利害に関わる問題を仲裁裁判の対象から除外する規定」と定義する。
- 21) Mangoldt, *Die Schiedsgerichtsbarkeit*, S. 45-46.
- 22) Ibid., S. 46-48.
- 23) *Biographisches Handbuch des deutschen Auswärtigen Dienstes 1871-1945*, hrsg. vom Auswärtigen Amt, Bd. 2, Paderborn 2005, S. 15-16; Stuby, *Vom »Kronjuriste«*, S. 15, 19, 21-23, 37, 340, 351-353, 355, 373, 400-401, 412-413, 414-415, 417-418.
- 24) *Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik. Die Kabinette Wirth I und II (AdR. Wirth I/II と略記)*, bearb. von Ingrid Schulze-Bidlingmaier, Bd. 1, Boppard am Rhein 1973, Nr. 78, Anm. 4, S. 220-221.
- 25) Allgemeine Richtlinien, ohne Datum, in: Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes (PA と略記), Rechtsabteilung VM-Völkerrecht, R 53396. 日付のないこの「一般方針」は、7月下旬から8月9日の間に作成されたと考えられる。同文書には署名もないが、その専門的内容と条約交渉を委任された点に鑑みて、シュトゥーバーの言うようにガウスが作成者であると結論づけて問題はない。
- 26) Denkschrift, 09.08.1921, in: Bundesarchiv Berlin-Lichterfelde (BArch と略記), R 43 I/143, Bl.

- 12-21.
- 27) Allgemeine Richtlinien, ohne Datum, S. 3.
 - 28) 「条約ノ解釈、国際法上ノ問題、国際義務ノ違反ト為ルヘキ事実ノ存否並該違反ニ対スル賠償ノ範囲及性質ニ関スル紛争……」。岩沢雄司／植木俊哉／中谷和弘編『国際条約集 2021年版』、有斐閣、2021年、40頁。
 - 29) Allgemeine Richtlinien, ohne Datum, S. 4-5, 8-11, 13-15.
 - 30) Protokoll über die Sitzung des Reichsministeriums, 10.01.1922, in: BArch, R 43 I/1374, D750453; *AdR. Wirth I/II*, Bd. 1, Nr. 78, Anm. 5, S. 221. ドイツ＝スイス仲裁裁判・調停条約については以下を参照。Vgl. Herbert Kraus (Hrsg.), *Internationale Schiedssprechung. Eine Sammlung der für das Deutsche Reich verbindlichen Verträge und Vertragsbestimmungen, die sich auf internationale Gerichtsbarkeit, Schiedsgerichtsbarkeit sowie Vergleichsverfahren beziehen, nebst den dazugehörigen deutschen Regierungsdenschrift*, Berlin / Reipzig 1929, S. 83-97.
 - 31) Mangoldt, *Die Schiedsgerichtsbarkeit*, S. 46.
 - 32) ガウスによる仲裁条約政策は、すでにヴァイマル期には「ガウス体制」と呼ばれていた (Bülow an Dieckhoff, 24.01.1930, in: *Akten zur deutschen auswärtigen Politik 1918-1945 aus dem Archiv des Auswärtigen Amtes (ADAPと略記)*, Göttingen, Serie B, Bd. XIV (1980), Nr. 51, S. 123)。それにもかかわらず、当時の外務省指導部も、ガウスの伝記研究者シュトゥーペーも、この「ガウス体制」の具体的説明を残していないようである。
 - 33) *AdR. Wirth I/II*, Bd. 1, Nr. 78, S. 220-221.
 - 34) Denschrift, 09.08.1921, Bl. 13.
 - 35) Runderlaß Rathenaus, 09.03.1922, in: *ADAP*, Serie A, Bd. VI (1988), Nr. 122, Anm. 7, S. 257.
 - 36) Annette Schmidt-Klügmann, *Bernhard Wilhelm von Bülow (1885-1936). Eine politische Biographie*, Paderborn 2020, S. 218, 222.
 - 37) Stuby, *Vom »Kronjuriste«*, S. 125-126.
 - 38) Kraus (Hrsg.), *Internationale Schiedssprechung*, S. 83.
 - 39) Gaus an Simons, 23.01.1925, in: *ADAP*, Serie A, Bd. XII (1994), Nr. 46, S. 112-113.
 - 40) Aufzeichnung Schuberts, 25.04.1923, in: *Carl von Schubert (1882-1947). Sein Beitrag zur internationalen Politik in der Ära der Weimarer Republik. Ausgewählte Dokumente*, hrsg. von Peter Krüger, Berlin 2017, Nr. 60, S. 249-250.
 - 41) Schmidt-Klügmann, *Bernhard Wilhelm von Bülow*, S. 270; Krüger, *Der deutsch-polnische Schiedsvertrag*, S. 581-582. 1924年から翌年にかけて作成された覚書には、1922年12月13日のクーン案の抜粋と1923年5月付のガウス案が記されている。この5月付ガウス案の内容は「4月25日付ガウス案」のそれとほとんど同じであるため、「4月25日付ガウス案」がドイツの安全保障協定案の基礎となったのは疑いない。ただし、5月付ガウス案はフランスだけでなくその他の隣国とも仲裁条約を締結する用意があることを示唆している点で、さらに一歩踏み出している (Aufzeichnung, ohne Datum, in: PA, Büro Staatssekretär (PA, St. S. と略記), R 29083, E124820-21)。
 - 42) Jonathan Wright, *Gustav Stresemann. Weimar's Greatest Statesman*, Oxford 2002, p. 302.

- 43) Alexander, *Der deutsch-tschechoslowakische Schiedsvertrag*, S. 89-95, 97-99.
- 44) Note der deutschen Regierung an die französische Regierung, 20.07.1925, in: *Locarno-Konferenz 1925. Eine Dokumentensammlung*, hrsg. vom Ministerium für Auswärtige Angelegenheiten der Deutschen Demokratischen Republik, Berlin 1962, Nr. 16, S. 110-111. この覚書はガウスとビューローによっていくつかの草案の検討を経て、7月20日にアリスティード・ブリアン仏外相に送付された (Schmidt-Klügmann, *Bernhard Wilhelm von Bülow*, S. 274-275)。
- 45) Dehn-Schmidt an das Auswärtige Amt, 02.08.1925, in: PA, St. S., R 29094, E127508-12.
- 46) Aufzeichnung Gaus', 10.08.1925, in: *ADAP*, Serie A, Bd. XIII (1995), Nr. 268, S. 730, 732-733.
- 47) Proposed Treaty of Mutual Guarantee, 12.08.1925, in: *Documents on British Foreign Policy*, edited by W. N. Medlicott / Douglas Dakin, London, First Series, vol. XXVII (1986), Nr. 440, pp. 726-731.
- 48) Bericht Gaus', 18.09.1925, in: *Locarno-Konferenz*, Nr. 20, S. 124-125. 法律専門家会議が開催される5か月前に、シュールベルト外務次官はカミル・クロフタ駐独チェコスロヴァキア公使に対し、両国間の仲裁条約はドイツ＝フィンランド仲裁裁判・調停条約をモデルとする希望を伝えていた (Aufzeichnung Schuberts, 31.03.1925, in: PA, St. S., R 29088, E125800-01)。これは、ドイツ＝スイス仲裁裁判・調停条約が独立と領土の不可侵の尊重を宣言していたため、東欧諸国との領土問題を抱えるドイツにとっては、領土問題に言及していないフィンランドとの条約をベースとする方が交渉を進める上でも都合が良かったからと考えられる。ただし、両仲裁裁判・調停条約はほとんど同様の条文から構成されており、それゆえ、ドイツ側がいずれの条約をモデルとしようとも、それは「一般方針」以来のガウスの原則を放棄するものではない。ドイツ＝フィンランド仲裁裁判・調停条約については以下を参照。Vgl. Kraus (Hrsg.), *Internationale Schiedssprechung*, S. 140-154.
- 49) Bericht Gaus', 18.09.1925, in: *Locarno-Konferenz*, Nr. 20, S. 130.
- 50) Stuby, *Vom »Kronjuriste«*, S. 172,
- 51) Krüger, *Die Aussenpolitik*, S. 299-300; Wright, *Gustav Stresemann*, pp. 332-333, 336.
- 52) ロカルノ関連条約は、ロカルノ関連条約に関する最終議定書、ドイツ、ベルギー、フランス、英国およびイタリア間の条約 (いわゆるライン協定) (付属文書A)、ドイツ＝ベルギーおよび独仏仲裁協定 (付属文書B・C)、ドイツ＝ポーランドおよびドイツ＝チェコスロヴァキア仲裁条約 (付属文書D・E)、国際連盟規約第16条の解釈に関する声明 (付属文書F) の計7つの文書から成る。Vgl. Kraus (Hrsg.), *Internationale Schiedssprechung*, S. 170-209.
- 53) 本条項はドイツ＝ポーランドおよびドイツ＝チェコスロヴァキア仲裁条約にのみ記載。なお、ライン協定第7条にも同様の条項が明記されている (Ibid., S. 178)。
- 54) 両者の共存が実現したのは、欧州では普遍機構である連盟の優位を前提に地域機構が比較的容易に創設されえたからと考えられる。帯谷『国際連盟』、204頁。
- 55) Stuby, *Vom »Kronjuriste«*, S. 333.